

旭川市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

旭川市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、幅広く様々な分野において、相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 健康の維持・増進に関すること
- (2) 高齢者支援に関すること
- (3) 子どもの学習支援に関すること
- (4) 食育の推進に関すること
- (5) 災害対策に関すること
- (6) その他、本協定の目的に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとする。

3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議の上、乙の親会社及びその関係会社に実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た相手方の秘密及び個人情報を、当該相手方の承諾を得ることなく第三者（乙の親会社及びその関係会社を除く）に開示、漏洩してはならず、本協定に基づく連携・協力の目的以外で使用しない。なお、その他当該秘密及び個人情報の取扱いについては、法令に基づくほか、開示した当事者の指示に従うものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙の協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は、それぞれの署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年12月25日

甲 旭川市7条通9丁目48番地

旭川市長

今津寛介

乙 札幌市中央区大通西6-1

大塚製薬株式会社 北海道支店

支店長

奥 城治